

災害復興宅地融資金利（個人向け）のお知らせ＜東日本大震災＞

平成30年9月
東日本大震災
災害宅地融資
（個人）

適用期間

平成30年9月25日～平成30年10月31日までに融資のお申込みをされた方
次回の融資金利改定スケジュール（予定）
平成30年11月1日（発表：平成30年10月30日）

- 融資の条件や手続については、「災害復興宅地融資のご案内」（パンフレット）または当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。
- 次表の融資金利は、東日本大震災により被災された方に限り適用されます。

融資種別	融資金利（全期間固定）	
東日本大震災 災害復興宅地＜個人向け＞	基本融資額	当初5年間 年 0.00% [年 0.00%]
		6年目以降 10年目まで 年 0.10% [年 0.10%]
		11年目以降 年 0.63% [年 0.63%]
	特例加算額 全期間 年 1.53% [年 1.53%]	

- ※ 親孝行ローンを利用する場合も上表の融資金利が適用されます。
- ※ 据置期間を設定する場合も上表の融資金利が適用されます。
- ※ 被災者に貸すための住宅の宅地を補修する場合は、事業者向けの融資金利が適用されます。
〔 〕内の金利は、改定前の金利です。

【災害復興宅地融資】100万円あたりの返済額（めやす） その1

■実際の返済額試算用
～据置期間を設定しない場合～

		1年目(初回)、6年目(61回目)、11年目(121回目)の実際の返済額を試算するときは、こちらの表を使用します。							
		基本融資額						特例加算額	
		初回の返済額		6年目(61回目)の返済額		11年目(121回目)の返済額		初回の返済額	
返済期間	融資金利	当初5年間 年 0.00%		6年目以降 年 0.10%		11年目以降 年 0.63%		全期間 年 1.53%	
	返済方法	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,333	83,333	—	—	—	—	84,608	84,025
	ボーナス払い	500,000	500,000	—	—	—	—	507,650	505,744
2年	毎月払い	41,666	41,666	—	—	—	—	42,941	42,333
	ボーナス払い	250,000	250,000	—	—	—	—	257,650	254,799
3年	毎月払い	27,777	27,777	—	—	—	—	29,052	28,437
	ボーナス払い	166,666	166,666	—	—	—	—	174,316	171,157
4年	毎月払い	20,833	20,833	—	—	—	—	22,108	21,490
	ボーナス払い	125,000	125,000	—	—	—	—	132,650	129,341
5年	毎月払い	16,666	16,666	—	—	—	—	17,941	17,322
	ボーナス払い	100,000	100,000	—	—	—	—	107,650	104,255
6年	毎月払い	13,888	13,888	13,901	13,900	—	—	15,163	14,544
	ボーナス払い	83,333	83,333	83,416	83,397	—	—	90,983	87,534
7年	毎月払い	11,904	11,904	11,927	11,919	—	—	13,179	12,561
	ボーナス払い	71,428	71,428	71,570	71,519	—	—	79,078	75,594
8年	毎月払い	10,416	10,416	10,447	10,433	—	—	11,691	11,073
	ボーナス払い	62,500	62,500	62,687	62,609	—	—	70,150	66,641
9年	毎月払い	9,259	9,259	9,296	9,278	—	—	10,534	9,917
	ボーナス払い	55,555	55,555	55,777	55,681	—	—	63,205	59,680
10年	毎月払い	8,333	8,333	8,374	8,354	—	—	9,608	8,992
	ボーナス払い	50,000	50,000	50,250	50,137	—	—	57,650	54,113
11年	毎月払い	7,575	7,575	7,620	7,599	7,622	7,621	8,850	8,235
	ボーナス払い	45,454	45,454	45,726	45,602	45,740	45,786	53,104	49,560
12年	毎月払い	6,944	6,944	6,992	6,969	7,031	7,007	8,219	7,605
	ボーナス払い	41,666	41,666	41,957	41,823	42,191	42,100	49,316	45,767
13年	毎月払い	6,410	6,410	6,461	6,436	6,531	6,488	7,685	7,072
	ボーナス払い	38,461	38,461	38,768	38,625	39,188	38,983	46,111	42,559
14年	毎月払い	5,952	5,952	6,005	5,979	6,102	6,044	7,227	6,616
	ボーナス払い	35,714	35,714	36,035	35,884	36,614	36,315	43,364	39,811
15年	毎月払い	5,555	5,555	5,610	5,583	5,730	5,659	6,830	6,220
	ボーナス払い	33,333	33,333	33,666	33,508	34,383	34,002	40,983	37,431
16年	毎月払い	5,208	5,208	5,265	5,237	5,404	5,322	6,483	5,875
	ボーナス払い	31,250	31,250	31,593	31,430	32,431	31,973	38,900	35,349
17年	毎月払い	4,901	4,901	4,959	4,932	5,117	5,024	6,176	5,570
	ボーナス払い	29,411	29,411	29,763	29,596	30,708	30,187	37,061	33,514
18年	毎月払い	4,629	4,629	4,689	4,660	4,862	4,760	5,904	5,299
	ボーナス払い	27,777	27,777	28,138	27,965	29,177	28,599	35,427	31,883
19年	毎月払い	4,385	4,385	4,446	4,417	4,633	4,524	5,660	5,057
	ボーナス払い	26,315	26,315	26,683	26,507	27,807	27,179	33,965	30,425
20年	毎月払い	4,166	4,166	4,228	4,198	4,428	4,311	5,441	4,839
	ボーナス払い	25,000	25,000	25,375	25,194	26,575	25,900	32,650	29,114

【災害復興宅地融資】100万円あたりの返済額（めやす） その2

■実際の返済額試算用 ～据置期間を設定する場合～
～1年間の据置期間を設定する場合～

		1年目(初回)、2年目(13回目)、6年目(61回目)、11年目(121回目)の実際の返済額を試算するときは、こちらの表を使用します。								
		基本融資額						特例加算額		
		初回の返済額	2年目(13回目)の返済額	6年目(61回目)の返済額		11年目(121回目)の返済額		初回の返済額	2年目(13回目)の返済額	
返済期間 (据置期間を含む)	融資金利	当初5年間 0.00%		6年目以降 年 0.10%		11年目以降 0.63%		全期間	年 1.53%	
	返済方法	元金均等 元利均等	元金均等 元利均等	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等 元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ボーナス払い	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2年	毎月払い	0	83,333	—	—	—	—	1,275	84,608	84,025
	ボーナス払い	—	500,000	—	—	—	—	7,650	507,650	505,744
3年	毎月払い	0	41,666	—	—	—	—	1,275	42,941	42,333
	ボーナス払い	—	250,000	—	—	—	—	7,650	257,650	254,799
4年	毎月払い	0	27,777	—	—	—	—	1,275	29,052	28,437
	ボーナス払い	—	166,666	—	—	—	—	7,650	174,316	171,157
5年	毎月払い	0	20,833	—	—	—	—	1,275	22,108	21,490
	ボーナス払い	—	125,000	—	—	—	—	7,650	132,650	129,341
6年	毎月払い	0	16,666	16,682	16,678	—	—	1,275	17,941	17,322
	ボーナス払い	—	100,000	100,100	100,075	—	—	7,650	107,650	104,255
7年	毎月払い	0	13,888	13,915	13,905	—	—	1,275	15,163	14,544
	ボーナス払い	—	83,333	83,499	83,438	—	—	7,650	90,983	87,534
8年	毎月払い	0	11,904	11,939	11,924	—	—	1,275	13,179	12,561
	ボーナス払い	—	71,428	71,642	71,554	—	—	7,650	79,078	75,594
9年	毎月払い	0	10,416	10,457	10,438	—	—	1,275	11,691	11,073
	ボーナス払い	—	62,500	62,750	62,640	—	—	7,650	70,150	66,641
10年	毎月払い	0	9,259	9,305	9,283	—	—	1,275	10,534	9,917
	ボーナス払い	—	55,555	55,832	55,708	—	—	7,650	63,205	59,680
11年	毎月払い	0	8,333	8,383	8,358	8,385	8,385	1,275	9,608	8,992
	ボーナス払い	—	50,000	50,300	50,162	50,315	50,376	7,650	57,650	54,113
12年	毎月払い	0	7,575	7,628	7,603	7,670	7,643	1,275	8,850	8,235
	ボーナス払い	—	45,454	45,772	45,625	46,026	45,923	7,650	53,104	49,560
13年	毎月払い	0	6,944	6,999	6,972	7,075	7,030	1,275	8,219	7,605
	ボーナス払い	—	41,666	41,999	41,844	42,453	42,236	7,650	49,316	45,767
14年	毎月払い	0	6,410	6,467	6,439	6,571	6,509	1,275	7,685	7,072
	ボーナス払い	—	38,461	38,807	38,644	39,430	39,107	7,650	46,111	42,559
15年	毎月払い	0	5,952	6,011	5,982	6,139	6,063	1,275	7,227	6,616
	ボーナス払い	—	35,714	36,071	35,902	36,839	36,428	7,650	43,364	39,811
16年	毎月払い	0	5,555	5,616	5,586	5,765	5,677	1,275	6,830	6,220
	ボーナス払い	—	33,333	33,699	33,525	34,593	34,106	7,650	40,983	37,431
17年	毎月払い	0	5,208	5,270	5,239	5,437	5,339	1,275	6,483	5,875
	ボーナス払い	—	31,250	31,625	31,445	32,628	32,076	7,650	38,900	35,349
18年	毎月払い	0	4,901	4,964	4,934	5,148	5,040	1,275	6,176	5,570
	ボーナス払い	—	29,411	29,793	29,610	30,893	30,282	7,650	37,061	33,514
19年	毎月払い	0	4,629	4,693	4,662	4,891	4,775	1,275	5,904	5,299
	ボーナス払い	—	27,777	28,165	27,979	29,352	28,689	7,650	35,427	31,883
20年	毎月払い	0	4,385	4,450	4,419	4,661	4,538	1,275	5,660	5,057
	ボーナス払い	—	26,315	26,709	26,520	27,973	27,263	7,650	33,965	30,425

【災害復興宅地融資】 100万円あたりの返済額（めやす） その3

■借入申込書記入用

借入申込書に記入する返済額を算出するときは、こちらの表を使用します。					
据置期間を設定しない場合は、返済期間に応じた返済額をご覧ください。 据置期間を設定する場合は、据置期間中の毎月の利息をご覧ください。					
		基本融資額（通常金利）		特例加算額	
返済 期間	融資金利	年 0.63%		年 1.53%	
	返済方法	元金均等	元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,858	83,617	84,608	84,025
2年	毎月払い	42,191	41,940	42,941	42,333
3年	毎月払い	28,302	28,048	29,052	28,437
4年	毎月払い	21,358	21,102	22,108	21,490
5年	毎月払い	17,191	16,934	17,941	17,322
6年	毎月払い	14,413	14,156	15,163	14,544
7年	毎月払い	12,429	12,172	13,179	12,561
8年	毎月払い	10,941	10,684	11,691	11,073
9年	毎月払い	9,784	9,526	10,534	9,917
10年	毎月払い	8,858	8,600	9,608	8,992
11年	毎月払い	8,100	7,843	8,850	8,235
12年	毎月払い	7,469	7,212	8,219	7,605
13年	毎月払い	6,935	6,678	7,685	7,072
14年	毎月払い	6,477	6,220	7,227	6,616
15年	毎月払い	6,080	5,823	6,830	6,220
16年	毎月払い	5,733	5,476	6,483	5,875
17年	毎月払い	5,426	5,170	6,176	5,570
18年	毎月払い	5,154	4,898	5,904	5,299
19年	毎月払い	4,910	4,654	5,660	5,057
20年	毎月払い	4,691	4,435	5,441	4,839
据置期間の毎月の利息		525	525	1,275	1,275

※上記の表は、借入申込書に記載する総返済負担率を計算するためのものです。実際の返済額は、「100万円あたりの返済額（めやす）」その1及びその2の実際の返済額試算用の表を使用して、試算することができます。

説明事項	商品概要
資金使途	東日本大震災により、擁壁の損傷、がけ地の崩壊、排水施設の損壊、地割れ等の被害が生じた宅地を補修するための資金 ※ 被害を受けた宅地の補修工事がすでに完了している場合は、融資を受けることができません。 ※ 震災前から住宅が存在している宅地の補修が対象となります。 ※ 災害復興住宅融資と災害復興宅地融資との併用はできません。 ※ 被災者に貸すための住宅の宅地を補修する場合も対象になります。
融資額	融資額は、所要額（震災により宅地に生じた、擁壁の損壊その他の被害の補修に要する費用）又は融資の対象となる宅地上の住宅1戸につき、次の①及び②の金額の合計額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上、10万円単位）。 ①基本融資額・・・440万円 ②特例加算額・・・230万円 ※ 詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の4ページをご覧ください。 ※ 審査の結果、融資額をご希望どおりの金額とならない場合があります。 ※ 国、地方公共団体等から宅地の補修に対する補助金等を受ける場合は、融資額が減額になる場合があります。
融資金利	固定金利（全期間固定金利型） ※ 借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※ 基本融資額の金利は、段階的に高くなるため、毎月の返済額が当初5年経過後及び10年経過後に増加します。 ※ 金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の4ページをご覧ください。
返済期間	最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります（1年単位で設定）。 ①20年 ②年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人、収入合算者（注1）又は連帯保証人のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（注2） （注1）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。 （注2）親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」－「後継者又は連帯保証人のいずれかのうち年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。 ※ 返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません。）。ただし、元金据置期間を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。 ※ 詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の5ページをご覧ください。
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※ 6か月ごとのボーナス払い（基本融資額又は特例加算額のそれぞれ40%以内（50万円単位））を併用できます。ただし、元金据置期間を設定する場合、据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。 ※ 融資額が130万円未満となる場合は、ボーナス併用払いを利用することはできません。
担保	補修工事の行われる宅地及び宅地上の建物に、原則として機構のための抵当権を設定していただきます。 ただし、融資額が300万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※ 抵当権の設定費用（司法書士報酬など）は、お客さまのご負担となります。
保証人	必要ありません。 ※被災者に貸すための住宅の宅地を補修する場合は、保証人が必要です。
現場審査	・ 宅地の補修工事が完了していることを確認するため、現場審査を受けていただきます。 ・ 現場審査手数料は、必要ありません。 ※ 現場審査の申請先は、機構と契約を締結した地方公共団体又は民間の工事審査機関となります。 詳しくは、機構ホームページをご覧ください。
火災保険	補修工事の行われる宅地上の建物に抵当権を設定していただく場合は、返済終了までの間、補修工事の行われる宅地上の建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 * 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※ 火災保険料は、お客さまのご負担となります。
団体信用生命保険	機構団体信用生命保険にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。 ※ 特約料は、お客さまのご負担となります。 ※ 詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の4ページ及び別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。
資金の受取	融資金は、抵当権設定登記及び火災保険の手続きを終えた後に、一括でのお受取となります。 ※ 詳しくは、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の11ページから12ページをご覧ください。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。
再度申込み	融資手続中に、申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。 再度申込みをする場合は、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の12ページの「災害復興宅地融資の再度申込みについて」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。